

身体障害者手帳の申請と補聴器の給付方法

聴覚の身体障害者手帳を取得する手順

1. 身体障害者指定医師に相談する。
2. 市役所の窓口で、身体障害者診断書の用紙をもらう。
3. 用紙を指定医に渡し、記入してもらう。
4. 市役所の窓口で申請する。必要な物（診断書、写真、印鑑）

※その後、一ヶ月ほどで、手帳が発行されます。

詳しくは、お住まいの市役所窓口にお問合せください。

補聴器を安く買うための手順

（対象者は聴覚の身体障害者手帳を持つ人）

1. 市役所の窓口で「補聴器の意見書」の用紙をもらう。
2. 用紙を身体障害者指定の耳鼻科医に渡し、記入してもらう。
3. 記入済みの意見書を補聴器販売店に持っていく。
4. 補聴器販売店で『意見書の内容で「補聴器の見積書」を作成してもらう』
5. 市役所の窓口へ必要な物（意見書、見積書、印鑑、手帳）を持って申請する。

※その後、一週間から三週間で市役所から手紙が届きます。

補聴器の受け渡しや支払いの方法については、補聴器販売店とご相談ください。

行政が補聴器購入費用の一部を負担する金額の例（一部）

条件 (手帳の等級など)	補聴器の種類	基準額 (片耳)
4 級～6 級	高度難聴用 耳掛け型	43,900 円
2 級～3 級	重度難聴用 耳掛け型	67,300 円
仕事でヘルメットを使う	耳穴型（レディメイド）	87,000 円
仕事でヘルメットを使い レディメイド補聴器が 不可能な場合	耳穴型（オーダーメイド）	137,000 円

※本紙で紹介した手続きの流れは、一般的なものではありませんが、全国すべての自治体で統一されたものではありません。実際の手続きの流れは、お住いの自治体窓口へご確認ください。

補聴器専門店プロショップ大塚（株式会社大塚）

〒430-0805 浜松市中区相生町 24-8

Tel/053-461-9246 Fax/053-461-6604

メール：info@miru-kiku.jp

WEB：<http://miru-kiku.jp/>